

# 危機管理マニュアル

## 枚方市立第二中学校

・平成 29 年5月1日 発行  
・平成 30 年5月1日 改訂  
・平成 31 年5月1日 改訂  
・令和2年5月1日 改訂  
・令和3年5月1日 改訂  
・令和4年5月1日 改訂

・令和 5 年 5 月 2 日 改訂  
・令和 6 年 4 月 25 日 改訂

## ① マニュアルの基本事項

### 1, はじめに

本マニュアルは学校保健安全法に基づき策定し、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(文部科学省)を参考に作成しています。学校において、児童生徒等の安全の確保を図ることを目的とし本マニュアルを運用します。なお、学校安全計画や消防計画なども本マニュアルに含むこととします。

### 2, 基本方針

危機管理マニュアルは、学校管理下で事故等が発生した際、教職員が的確に判断し円滑に対応できるよう、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解するために作成するものです。このため、作成した後も、訓練等の結果を踏まえた検証・見直しをすることが必要です。あわせて、学校のみならず保護者や地域、関係機関に周知し、地域全体で安全確保のための体制整備を行うことが重要です。

また、学校を取り巻く安全上の課題は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものがあり、従来想定されなかった新たな安全上の課題の出現などに応じて、柔軟に見直していかなければなりません。

### 3, マニュアルの運用方法

●本マニュアルは下記3段階において、その対応を定めます。

- ① 事前の危機管理(事故等の発生を予防する観点から、体制整備や点検、避難訓練について)
- ② 個別の危機管理(事故等が発生した際に被害を最小限に抑える観点から、様々な事故等への具体的な対応について)
- ③ 事後の危機管理(緊急的な対応が一定程度終わり、復旧・復興する観点から、引渡しや心のケア、調査、報告について)

●本マニュアルは、教職員所持のほか、職員室・保健室に保管することとします。

●本マニュアルは、毎年5月にその内容を見直すこととします。

## 2 事前の危機管理

### 1, 体制整備

- 校内体制・・・個別危機管理マニュアルの通り。
- 地域コミュニティ、PTA への協力依頼・・・管理職による。
- 保護者への緊急時の連絡・・・管理職による全体連絡。必要に応じ、担任による個別連絡。

### 2, 点検

- 教職員・PTA・地域コミュニティ協力のもと、日常的に点検を行う。

#### 施設・設備の点検例

防犯の視点	交通安全の視点	防災の視点	校内事故防止の視点
<input type="checkbox"/> 不審者侵入防止用の設備	<input type="checkbox"/> 歩道や路側帯の整備状態	<input type="checkbox"/> 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止	<input type="checkbox"/> 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止
<input type="checkbox"/> 警報装置、監視システム、通報機器等の作動	<input type="checkbox"/> 車との側方間隔	<input type="checkbox"/> 書棚・家具等の壁・床への固定	<input type="checkbox"/> 体育館の床板等の建材・遊具等の劣化
<input type="checkbox"/> 避難経路の複数確保	<input type="checkbox"/> 車の走行スピード	<input type="checkbox"/> 警報装置や情報機器等の作動	<input type="checkbox"/> 窓・バルコニーの手すりなどの点検
<input type="checkbox"/> 出入口の施設状態	<input type="checkbox"/> 右左折車両のある交差点	<input type="checkbox"/> 避難経路・避難場所	<input type="checkbox"/> エレベーター・防火シャッターなどの点検
<input type="checkbox"/> 通学路にある犯罪発生条件(死角、外灯の有無など)	<input type="checkbox"/> 見通しの悪い交差点	<input type="checkbox"/> 通学路にある災害発生条件(土砂災害、洪水など)	
	<input type="checkbox"/> 沿道施設の出入口	<input type="checkbox"/> 遊具等の劣化	
	<input type="checkbox"/> 渋滞車両・駐車車両の存在		

### 3, 訓練・安全教育

- 毎年、避難訓練を実施する。
- 地震、火災、不審者の3つについて避難訓練を実施する。
- 避難訓練実施時に関連付けて安全教育を実施する。

### 4, 研修

- 毎年、教職員を対象とした校内研修を実施する。
- 内容は「食物アレルギー・アナフィラキシー」と「AED」の2つとする。

## 3 発生時の危機管理

### 4 事後の危機管理 …… 次ページ以降参照。

台風の接近等による枚方市立幼稚園・小学校・中学校の臨時休園・臨時休業について【令和6年4月版】

1. 枚方市に特別警報が発表された場合

○午前7時発表中

- ・臨時休園・臨時休業となります。

登園・登校後に発表された場合

- ・状況が判断できるまで、原則として学校園に待機となります。

2. 枚方市に暴風警報、暴風雪警報、洪水警報のいずれか一つでも発表された場合

○午前7時までに解除

- ・通常通りの授業を行います。

○午前7時に発表中

- ・登園・登校せずに、自宅で待機してください。

○午前7時～9時に解除

- ・小学校は2時限目から、中学校は3時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。(小学校・中学校とも、給食があります)

○午前9時に発表中

- ・登園・登校せずに、自宅で待機してください。

○午前9時～10時に解除

- ・小学校は3時限目から、中学校は4時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。
- ・小学校では、4時限目終了後に下校となります。(給食はありません)
- ・中学校では、登校後は通常通りの授業を行います。(給食があります)

○午前10時に発表中

- ・幼稚園は臨時休園、小学校は臨時休業となります。
- ・中学校は登校せずに、自宅で待機してください。

○午前10時～正午に解除

- ・中学校は5時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。(給食はありません)

○正午に発表中

- ・中学校は臨時休業となります。

登園・登校後に発表された場合

- ・原則、各学校園に待機します。
- ・幼稚園は保護者の方にお迎えをお願いする連絡をしますので、よろしくお願いいたします。
- ・学校が雨量の状況をふまえながら、通学路の安全確認を行うとともに、土砂災害警戒情報や避難指示の発表、発令の諸般の事情を勘案し、子どもの安全の確保が確認できたら、小学校は引き渡し下校を、中学校は複数生徒による下校をします。なお、下校開始時刻等は、学校園が活用している連絡ツール(ミルメール・まなびポケット・コードモン等)でお知らせします。

3. 上記以外の対応になる場合

- ・学校園が活用している連絡ツール(ミルメール・まなびポケット・コードモン等)でお知らせします。

# 防災計画と避難経路図

## ○防災計画

- (1) 常時の火災予防について徹底を期するため、防火管理者をおきその下に火元責任者その他の責任者をおく。
- (2) 消防用具設備、避難設備、その他の火気使用施設について、適正管理と機能保持のため点検検査を行う。
  - ・建物の点検……………建物の防火的な位置、構造、使用状況、防火シャッター等の管理及び検査
  - ・火気使用施設、設備の点検…給湯器、炊事器具、暖房用具等の火気使用箇所の管理及び点検
  - ・危険物施設の点検……………危険物の安全管理
  - ・消防用施設の点検……………消火器等の機能及び障害物の管理点検
  - ・避難施設の点検……………避難階段、非常口等の整備
- (3) 火災その他事故発生時には、その被害を最小限にとどめるため、消防隊長を最高責任者として、その下に隊員をおく。隊員は消防隊長の命により適切な行動をとる。
- (4) 非常事態発生時は、人命の救助を第一の目的とし、授業時は教科担任が生徒を避難させる。災害発生時に備えて、避難経路を生徒に熟知させるとともに家庭との連絡方法・登下校の安全確保等も含めた防災教育・防災訓練を実施し常にその見直しと改善を図る。
- (5) 各係は常に自分の分担を熟知し、生徒避難後、速やかに作業を開始する。
- (6) 火災、風水害、地震等有事に際し、被害を最小限にとどめるため避難訓練を年2回以上実施し、生徒が自己及び他人の生命の安全を図るため、沈着冷静な態度がとれるように訓練する。

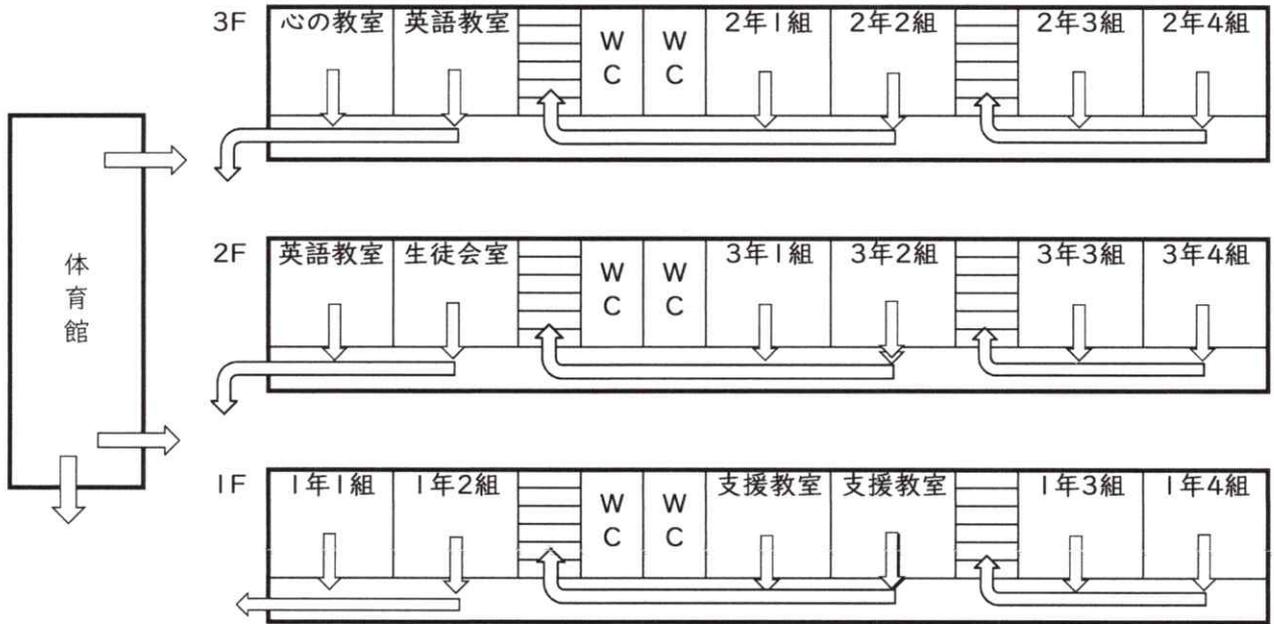
自 衛 消 防 組 織

本 部  
消 防 責 任 者  
校 長  
副 責 任 者  
教 頭

通報連絡班：火災の通報と消防隊の誘導・本部の他の班との連絡 (火災発生時職員室内の教職員)
初期消火班：消火器、消火栓等により初期消火にあたる (火災発生時の火元同フロアの従事教職員)
避難誘導班：避難者の誘導と人員確認 (火災発生時の各クラス授業者)
救護班：建物内部の人命検索と救助及び負傷者の手当 (1学年副担任)
工作班：防火シャッター封鎖または開放、電気の切断と危害防止 (2学年副担任)
搬出班：非常時搬出物の搬出 (3学年副担任)

# 避難経路図

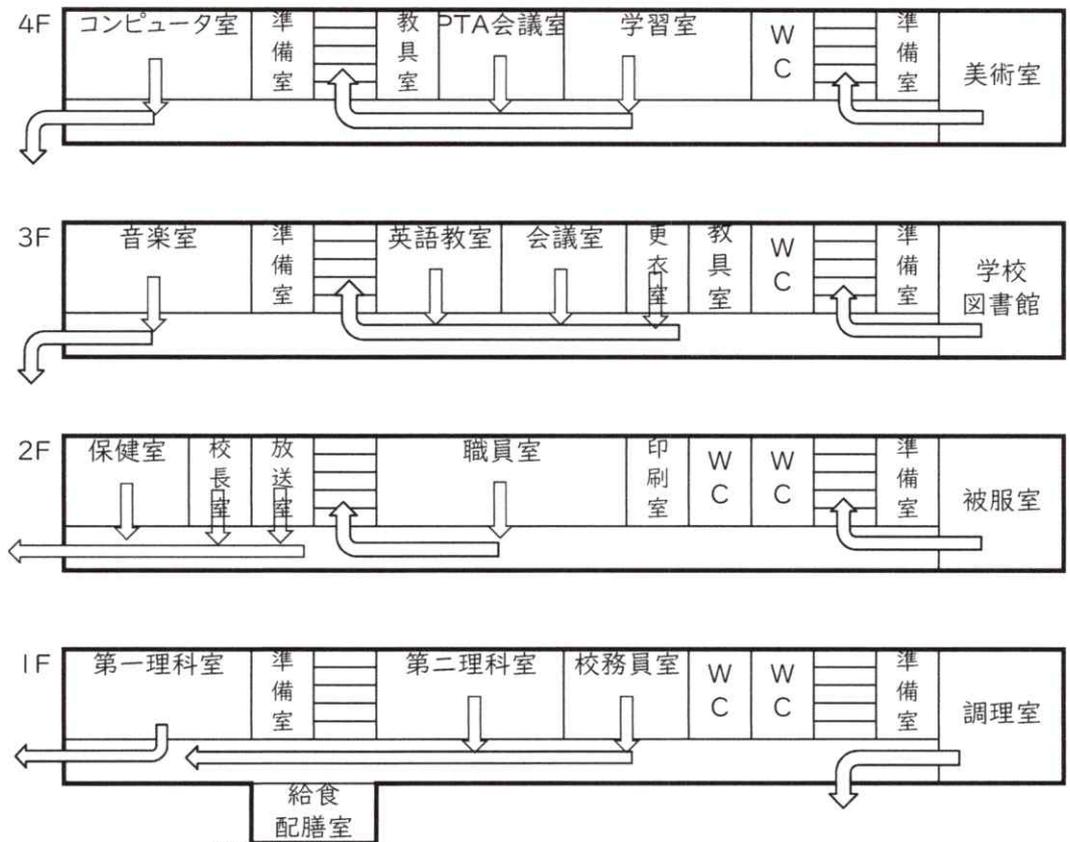
## 教室棟



## 技術棟



## 管理・特別教室棟



整列順

1年	2年	3年
----	----	----

## 地震発生時における学校の対応について

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)の確認をお願いします。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状況	震度5弱以上の地震が発生
登校前	<p><b>臨時休業</b></p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登校中	<p>児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p>↓</p> <p>揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在校時	<p>地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、余震に備えて校庭へ避難 ⇒ <u>以降、臨時休業</u></p> <p>↓</p> <p>児童・生徒の確認・保護</p> <p>↓</p> <p>安否情報及び、下校について保護者へ連絡</p> <p>↓</p> <p>【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校(教職員引率)</p>
下校中	<p>児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p>↓</p> <p>揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

※留守家庭児童会室の対応について

- ①登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休業とします。
- ②留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- ③三季休業中など(学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日)に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

※児童は小学生、生徒は中学生を意味しています。

## 地震発生時の心得 10ヶ条



### 1 まず、わが身の安全を図れ！！

○揺れたら、座布団・まくらなどを頭にかぶり、丈夫な机やテーブルなどの下に身をかくす。



### 2 おさまれば、すばやく火元の始末

○揺れがおさまったら、使用中のガス器具やストーブなどは、すばやく火を消し、ガスの元栓を締め、コンセントは抜く。

### 3 戸を開けて、すばやく出口の確保

○玄関や窓などの扉を開けて、出口を確保する。



### 4 火が出たら、協力してまず消火

○万一、出火したら、ボヤのうちに消火バケツ・消火器などで消し止める。

○大声で隣近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火につとめる。



### 5 あわてて外に飛びだすな！！

○大揺れは、長くても1分程度でおさまるので、周囲をよく確認して、あわてず落ち着いて行動する。

### 6 狭い路地・塀ぎわ・がけや川べりに近寄るな

○せまい路地や塀ぎわは、かわらや看板などが落ちてきたり、ブロック塀が倒れてくるおそれがあるので、近づかない。

○がけや川べりは、崩れやすくなっているので、近づかない。



### 7 津波・山崩れ、がけ崩れに注意！！

○海で地震を感じたら、海岸をはなれすばやく高台に避難する。

○津波警報や注意報が解除になるまで、海岸には近づかない。

○山ぎわの急傾斜にいるときは、すばやくその場から避難する。



### 8 避難は徒歩で持ち物は最小限に

○必ず徒歩で避難する。○携帯品は必要品だけにして、背負えるようにする。

○乳幼児・お年寄り・障がいのある方などの避難の手伝いをする。

### 9 みんなで協力しあって応急手当

○軽いケガなどの処置は、みんなで協力し合って応急手当を行う。



### 10 正しい情報の入手を

○テレビやラジオの報道に注意して、デマにまどわされない。

○役所・消防・警察などの広報や指示にしたがって、冷静に行動する。



★ 対処の仕方については、様々な状況により異なる場合があります。  
冷静に状況を判断し、まずは自分自身の安全確保を最優先に考えて行動しましょう。

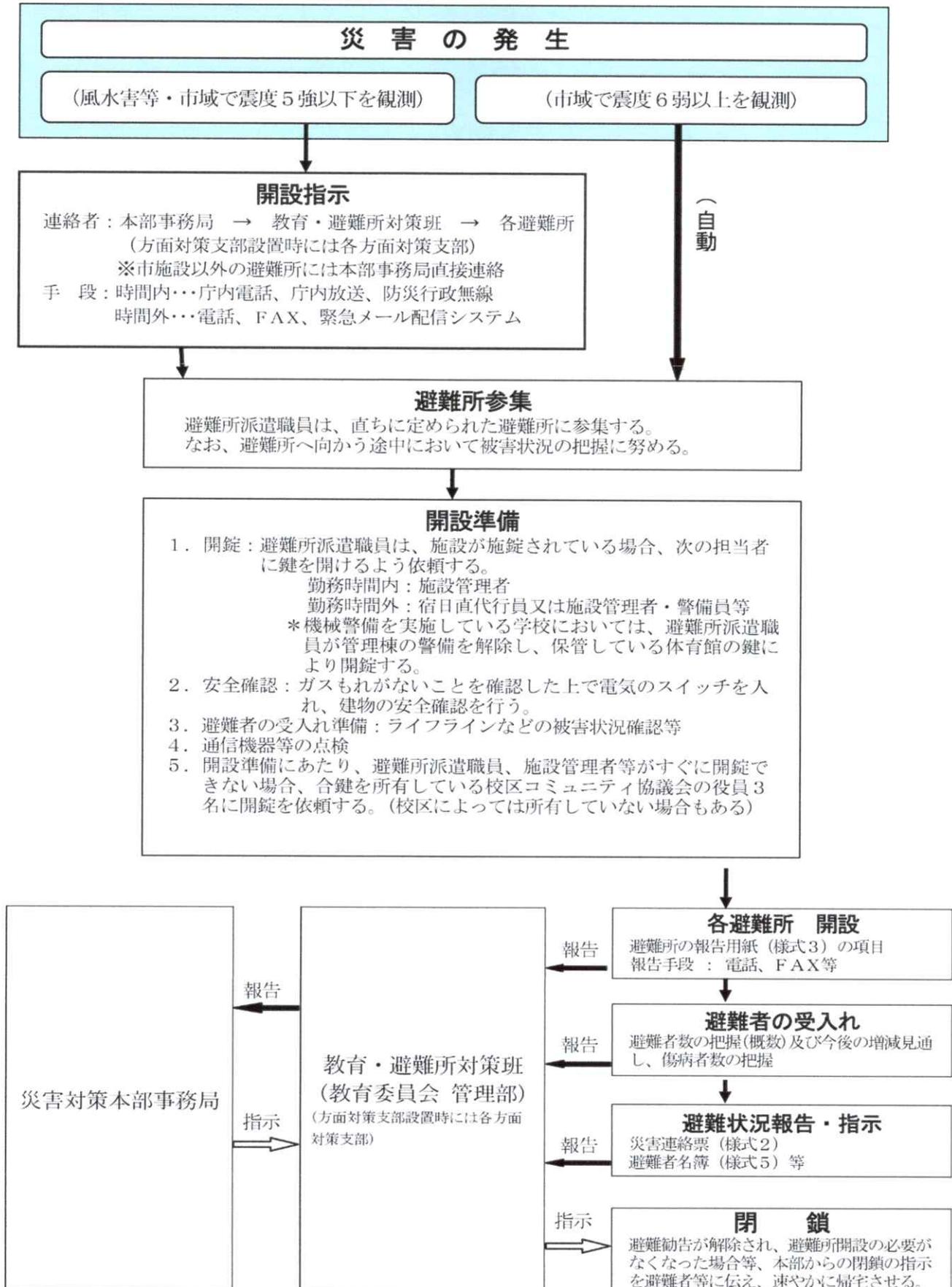
## その他の「知っ得情報」

### 【家の中での地震対策】

- 棚類や家具類は固定金具などで固定する
- 家具や窓等のガラス部分には飛散防止フィルムなどを貼る
- ガラスの飛散に備えて、スリッパを常備する
- 物を収納するときは、重い物を下にする
- テレビやガラスケースなどは高いところに吊せない
- 照明器具などぶら下げている物にはチェーン等をつける
- 家具やエアコンなどの配置と寝る位置の工夫(落下・転倒に備えて)

災害時には、『災害用伝言ダイヤル(171)』や『災害用伝言板サービス』の利用が有効です。安否情報等を伝言蓄積装置に録音し、伝えたい相手にその内容を再生して安否等の確認ができます。いざという時のために、あらかじめ家族や親戚、友人等連絡を取りたい人と事前に確認しておきましょう。

【避難所開設から閉鎖まで】



# 不審者対応マニュアル

## (1) 校舎内までの対応

- ・正門・東門それぞれを防犯カメラで監視する。
- ・案内板を設置し、職員室まで来校者を誘導する。
- ・職員室で来校者の受付をする。

## (2) 不審者発見時の対応

### ① 該当教室・その場に居合わせた教員

- ・生徒を近くの教室または職員室へ避難させる。その際できるだけ不審者を刺激しないようにする。
- ・不審者が危害を加えようとしたときは、椅子やほうきなどで防御する。
- ・近くにいる教員(生徒)に職員室に応援の要請を頼む。

### ② 該当教室・現場近くの教員

- ・近くの生徒をグラウンドに避難させる。避難させることが危険と判断されるときは、教室で待機させる。
- ・教員は、生徒の安全を確保した後、職員室へ連絡を確認する。現場へ駆けつける。

## (3) 職員室で連絡を受けた後の対応

### ① 校長(不在の時は、教頭または生徒指導主事)

- 警察へ通報するとともに負傷者の有無を確認し、必要に応じて救急車の手配をする。

### ② 教頭(不在の時は校長)

- ・授業中………教室を施錠するよう放送で指示する。
- ・休み時間・放課後……グラウンドに生徒がいる場合放送で指示するとともに教員が駆けつけ、避難場所を指示する。

### ③ 教員・事務職員

- ・さすまた、箒、消火器、生徒用椅子等、防御に有効なものを持って現場に駆けつける。

### ④ 養護教諭・校務員

- ・負傷者がいる場合、応急手当を行う。

## (4) 放送で連絡を受けた後の対応

### 【教員】

- ・授業中………教室を施錠し、生徒の安全確認を行い現場に駆けつける。  
体育の授業中には、生徒をグラウンドに待機させる。
- ・休み時間中……直ちに現場に駆けつける。  
さすまた、ほうき、消火器等、防御に有効なものを持って現場に駆けつける。

## (5) 現場での対応

### 【教員】

- ・教頭(不在時は校長)または、生徒指導主事の指示で行動する。
- ・警察官が来るまで、生徒の安全確保を最優先に行動し、無理な行動はしない。

## (6) 不審者確保後の対応

【教員】

- ・職員室に戻り、状況を連絡する。安全が確保できていればグラウンドに生徒を集合させる。
- ・放送は、連絡に戻った教員が行う。

## (7) 不審者が警察に連行された後

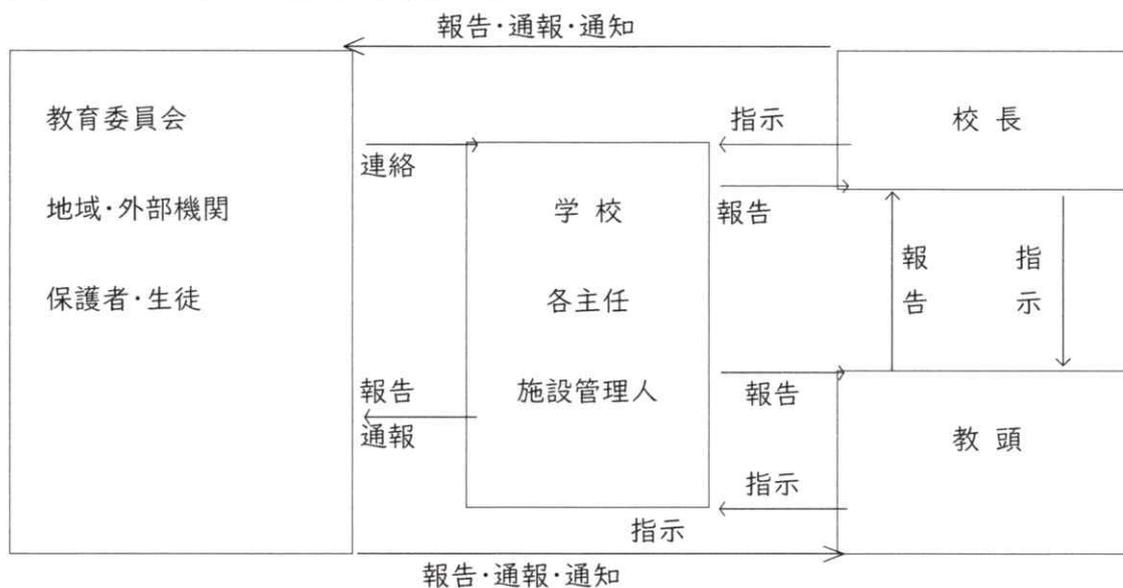
【教員】

- ・生徒をグラウンドに集合させ、担任は点呼、生徒の負傷等の有無を確認し、教頭に報告する。
- ・放課後で校内での所在が確認できない生徒は、家庭に連絡をして確認する。

## ◎生徒への重点注意事項

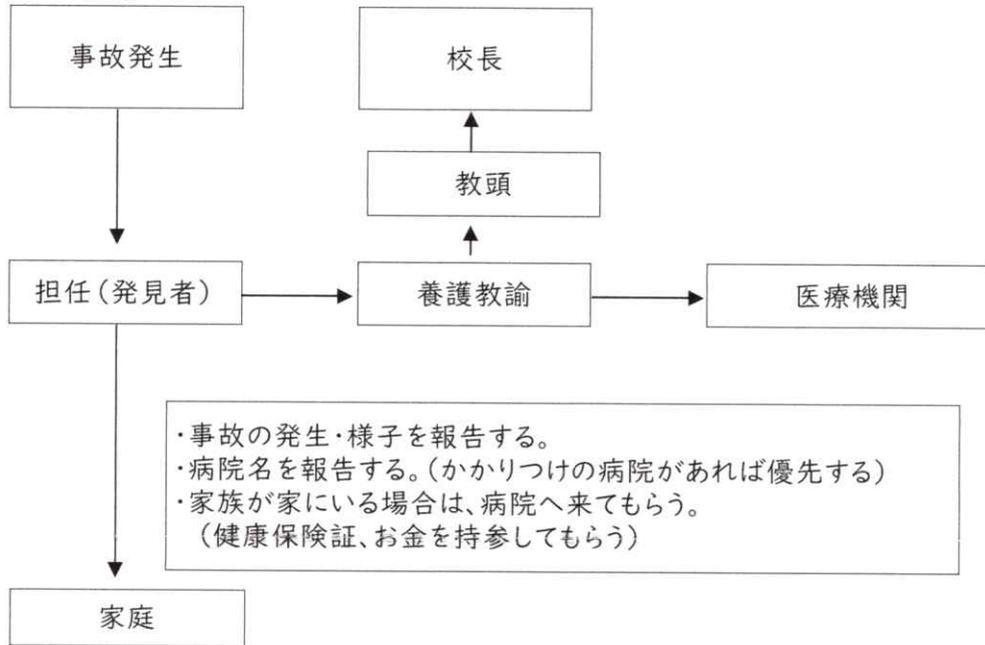
- ①放送の指示をよく聞くこと。
- ②冷静に行動すること。

## ◎非常時における緊急連絡体制



## 事故発生時の処置

### (1) 救急体制



※1. 家族が不在の場合は、健康管理個人票(保健室管理)を持参する。

※2. 事故の程度の大きい場合は市教委へ報告する。(校長または教頭)

### (2) 病院の確認

・学校名と事故の概要を説明し、診察の可否を確かめる。

### (3) 病院へ搬送

・原則としてタクシーを利用する。

チケットを使用した場合は、使用報告書を市教委に提出しなければならないので、必ず「タクシーチケット使用ノート」に記入する。

### (4) 災害共済給付について

※日本スポーツ振興センターについて

健康センターの災害給付とは、掛金(保護者負担金420円)により学校園で起きたけがなどで、生徒が医療を受けたとき、災害給付としてその医療費の4割が給付される制度。

※給付対象

- ・学校にいる間に起きたけが
- ・学校で決めた通学方法での登下校中のけが(交通事故の場合は別)
- ・学校で計画した校外行事でのけが

※給費金の対象外

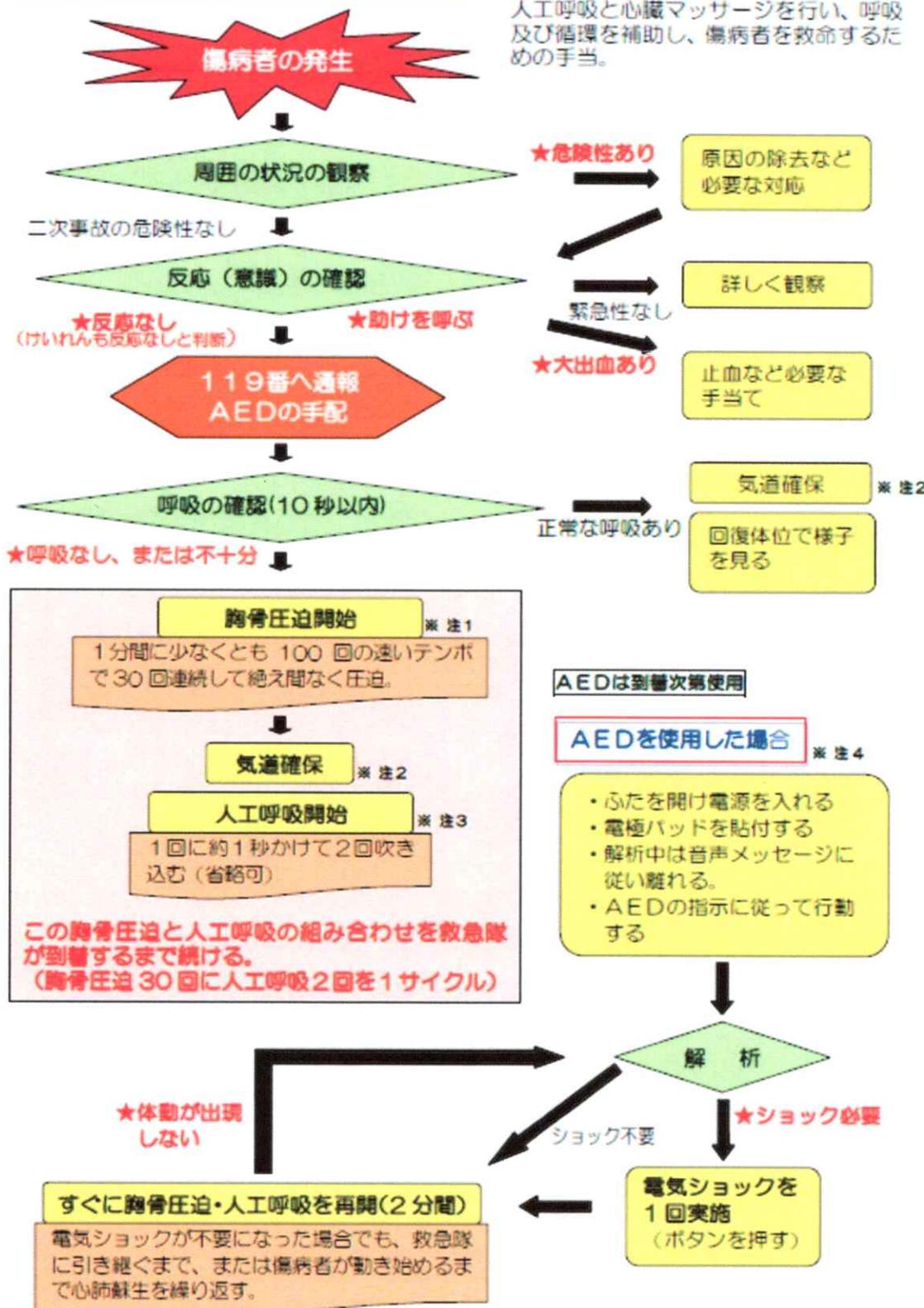
- ・医療に要する費用が5,000円未満(窓口支払い1,500円)の場合
- ・生活保護生徒 ・第三者行為によるもの
- ・眼鏡の破損、一般的な病気
- ・医療費の支給開始後、7年を経過したもの
- ・母子保険を受けている場合は、1割支給

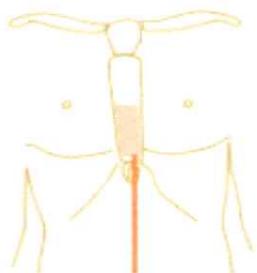
※災害共済給付の手続きについて

- ・災害報告書の原本…担任が記入
- ・『医療等の状況』の用紙…保護者または本人は医療機関で記入してもらってくる。

## 救命処置の手順(心肺蘇生法とAED)

傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止もしくはこれに近い状態に陥ったときに、直ちに気道を確保し、必要に応じて人工呼吸と心臓マッサージを行い、呼吸及び循環を補助し、傷病者を救命するための手当。





体の中心線が  
圧迫部位の真上に



両肩が胸骨の真上に

### 注1) 胸骨圧迫

1. 左の図のように両方の乳首を結んだ線上の真ん中の圧迫部位に頭側の手のひらを置き、もう一方の手を重ねる。
2. 左下の図のようにして垂直に押す

#### 注意事項

毎分100回の速さで30回心臓マッサージと1秒ずつ2回の人工呼吸をセットにして繰り返し実施する。

### 注2) 気道の確保

気道確保は、空気が肺まで楽に通るように気道のつまった状態を解除する方法。

#### 頭部後屈あご先挙上法

1. 救助者は肘をついて、一方の手を傷病者の顔に、他方の手の人差し指と中指を下あごの先にあて、下あごを押し上げるようにして、頭を後方に傾ける。
2. 顔にあてた手で、頭を動かないように、しっかり押さえる。



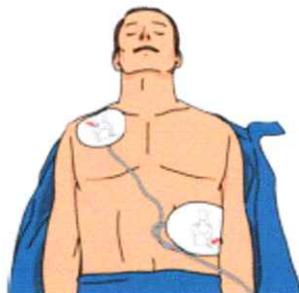
### 注3) 人工呼吸

1. 救助者は、気道を確保したまま、顔においた手の親指と人差し指で傷病者の鼻をつまむ
2. 1回当たり1秒ぐらいかけ2回傷病者の胸が軽くふくらむ程度に息を吹き込む  
(吹き込み量：約10ml/体重1kg)

### 注4) AED (自動体外式除細動器)

Automated External Defibrillator

AED (自動体外式除細動器)とは、心臓の心室が小刻みに震え、全身に血液を送ることができなくなる心室細動等の致死性不整脈の状態を、心臓に電気ショックを与えることにより、正常な状態に戻す器械。AEDは到着次第装着し、心電図の解析後AEDの音声案内に従って操作する。通電した場合もしいない場合も、その後心肺蘇生を続ける。



## Jアラート（全国瞬時警報システム）について

☆国からの緊急情報を瞬時に伝達するシステム

（防災無線・携帯電話メール・コミュニティFM・CATV・MCA無線等）

- ・ゲリラ攻撃 → 警報音「ブー  
- ・緊急地震速報 → 警報音「ピロン ポロン 
- ・大津波 → 警報音「ウー  ウー  ウー 

### 弾道ミサイル落下時の対応について

Jアラートからのメッセージ

「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが落下するものとみられます。直ちに避難してください。」

★校舎内に生徒がいる場合 → 窓から離れさせる

※近くにミサイルが落下

1. 換気扇を止める
2. 窓を閉める
3. 目張りをして室内を密閉する

★校舎外に生徒がいる場合 → 速やかに校舎内に移動させる

※近くにミサイルが落下

1. 口と鼻をハンカチで覆う
2. 現場から離れる
3. 密閉性の高い屋内または風上へ非難する

# 消 防 計 画

1. この計画書は、消防法第8条第1項に基づき、枚方市立第二中学校における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図る。
2. 適用範囲  
この計画は、枚方市立第二中学校に勤務し出入りし、又は勉学している生徒、全ての者に適用するものとする。
3. 防火管理者の権限及び業務  
防火管理者は、この計画について一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。
  - (1) 消防計画の検討及び変更。
  - (2) 消火・通報、避難及び避難誘導の訓練の実施。
  - (3) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督。
  - (4) 消防用設備等の点検設備の実施及び監督。
  - (5) 火気の使用又は取り扱いに関する指揮監督。
  - (6) 収容人員の管理。
  - (7) 管理権限者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務。
4. 消防機関への報告、連絡  
防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届け出及び連絡を行うものとする。
  - (1) 消防計画の提出（改正の都度）
  - (2) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続き。
  - (3) 消防用設備の点検結果の報告。
  - (4) 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導の要請。
  - (5) 教育訓練指導の要請
  - (6) その他、法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項。
5. 予防管理組織  
火災の予防の徹底を期するため、防火管理者の下に防火担当責任者をおき、その任務は予防管理組織表に定める。
6. 火災予防上の遵守事項  
火災予防のための全ての者は、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 火気使用設備器具は、使用する前及び使用後には必ず点検し、安全を確認すること。
  - (2) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓しておくこと。
  - (3) 廊下、階段通路出入り口等その他避難のために使用する施設には避難の妨害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。
  - (4) 建物内で工事を行う者は、火気管理等について防火管理者の指示を受けて行うこと。

## 7. 建築物の自主検査

防火管理者及び火元責任者は、建物、火気使用設備器具、危険物施設等について次により検査を実施するものとする。

## 8. 点検検査結果の記録と報告

点検検査を実施した点検資格者及び点検検査員は、その結果を別記の消防用設備等維持点検記録簿に記録するとともに、消防用設備等の点検結果を3年に1回消防署長に報告するものとする。

## 9. 自衛消防の組織と任務分担

枚方市立第二中学校の自衛消防組織として、自衛消防隊を編成する。

## 10. 震災予防措置

地震時の災害の発生を予防するため前6、7に定める事と合わせて次のことを行うものとする。

- (1) 工作物、物品の落下、倒壊の防止措置を図る。
- (2) 避難上障害となる物品を置かない。
- (3) 火気使用器具の転倒落下防止及び地震等による作動する安全装置の点検。
- (4) 危険物品の転倒落下防止措置。

### 11. 防災教育の実施

防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。

- (1) 教職員全員に消防計画の周知徹底及び任務、その他火災予防上必要な事項の教育は年1回実施するものとする。
- (2) 新任、転任者に対する教育は4月に行うものとする。
- (3) 教職員は、防災に関する教育を進んで受け、防災管理の万全を期するよう努めなければならない。
- (4) 生徒に防災教育を積極的に行う。

### 12. 訓練

防火管理者は次により訓練を行うものとする。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練は年1回以上行うものとする。
- (2) 訓練を実施する場合は、消防訓練実施通知書により事前に消防署に通知するものとする。
- (3) 訓練後は速やかに、消防訓練結果報告書を消防署に提出するものとする。